

スクールローヤーチーム発足のお知らせ

本日、ストップ！いじめナビ弁護士チームの下、スクールローヤーチームが発足しました。発足の趣旨は下記のとおりです。皆様のご意見・ご感想・ご支援を心よりお待ちしております（メール：lawyers@stopijime.org）。

ストップ！いじめナビ 事務局

記

1 スクールローヤーとは

2017年8月、文科省は、いじめなどの問題の解決にあたり、希望する学校に「スクールローヤー」（「スクールロイヤー」と称する場合があります。）を派遣する取り組みを開始すると発表しました¹。2018年度より複数の学校で試験的な取り組みが開始される予定です²。

スクールローヤーの位置付けや役割については、出来たばかりの制度ということもあり様々な見解³が唱えられていますが、私たちはその位置づけを「場の法律家」ととらえています。校医やスクールカウンセラーと同じく、学校という「場」に奉仕する専門家であり、地方自治体や学校法人の顧問弁護士とは異なる存在です。

1 2017年8月24日付朝日新聞デジタル版など

<https://www.asahi.com/articles/ASK8R5GDNK8RUTIL01K.html>

2 大阪府では既に2013年から独自にスクールローヤー制度を導入しており、その役割や意義が整理されている。峯本耕治「スクールロイヤー制度化の経緯とその意義・目的」自由と正義2018年1月号52頁参照。

3 日本弁護士連合会も平成30年1月18日付で「スクールロイヤー」の整備を求める意見書を発表している。

2 なぜ「場の法律家」なのか

学校は法律的には不思議な存在です。実は、一般の人が思い浮かべる「学校」そのものには法人格はなく、訴訟の当事者にもなりません。当事者となるのは、公立学校であれば地方公共団体、私立学校であれば「学校法人」と呼ばれる学校の設置者です（なお、学校法人のトップは校長ではなく理事長です。）。

そのため、地方公共団体や学校法人に顧問弁護士が付き、教育委員会を支えたり、学校法人の経営等をサポートすることはあっても、学校で起きる日々の問題に関して直接現場をサポートする法律家はこれまでほとんどいませんでした。

私たちは、児童・生徒や教職員が日々活動し、多種多様な問題が生じる学校現場にこそ、迅速で適切な法的支援が必要であると考えています。

他方で、このことは決して弁護士が校長等の管理職に一方向的に味方することを意味するものではありません。学校は、子どもの教育を担う極めて公的な場です。また、学校現場で起きる多くの問題は、教育的配慮と切り離して解決方法を考えることはできません。

学校が子どもの心身の健全な発達にとってふさわしい「場」となるよう、客観性と公平性を以て「場」に奉仕することを使命としつつ、教育の専門家である教職員をサポートすることこそ、法律家が最も効果的に子どもの教育に貢献する方法であると考えています。

3 スクールローヤーの役割

私たちは、スクールローヤーの役割を、学校という「場」を法律的にサポートすることで、学校現場における紛争を予防し、またその対処に当たることととらえています。

日常的に教職員から相談を受けることで、学校現場に生じる様々な問題について、その紛争性を見極め、法の理念に即した指針を提示することができます。ま

た、児童・生徒のみならず、保護者や教職員、関係省庁など、利害関係者が多岐にわたる学校運営に、コンプライアンスの視点を導入することが可能になります。

客観的かつ専門的な視点から、子どもが健やかに成長していくために何が必要かを、教職員・保護者・学校設置者とともに考えていくことにより、公平かつ説得力のある問題解決を実現することが可能になると考えています。

4 スクールローヤーはいじめ問題にどのように役立つか

法の専門家である弁護士が継続的に学校現場に関わることは、とりわけいじめ問題の対応に大きな意義を有すると考えています。

第1に、いじめ問題は、教育の視点からすれば、関与した児童・生徒に対する踏み込んだ教育的指導が求められ、その指導は、信頼を基礎とした未来志向かつ融和的なものでなければなりません。他方で法律の視点からすると、再発防止や紛争の適切な解決の観点から、証拠の信用性を吟味しつつ、事実経過を客観的に認定することが必要となる場面も少なくありません。教育者の視点と法律家的視点がバランスよく求められる点に、いじめ問題の複雑性と解決に向けての困難さがあります。バランスの良いいじめ問題の解決を、教育の専門家である教員のみを求めることは現実的ではありません。法律家が継続して教育現場に関与し、教職員との間で互いの専門的知見に基づき検証することで、教育・法律双方の視点を踏まえた適切な対処に繋げることが可能となります。

第2に、いじめ防止対策推進法は、いじめに対する適切な対処のみならず、いじめの未然防止及び早期発見を重要な目的としています。スクールローヤーは、定期的な未然防止の取り組み（いじめ授業、教職員研修、保護者説明会といった啓発活動など）や効果的な早期発見（いじめ法の趣旨に基づく適切ないじめの認定など）に貢献することができます。

第3に、弁護士は厳格な職業倫理を課せられています⁴。そのため、独立した立場で、いじめ問題に関与するそれぞれの関係者の立場を勘案しつつ、法の理念に従った公平・公正な解決の実現に寄与することに適しています。例えば学校によるいじめの認定やその対処に関し、客観性や妥当性を監査することなどが考えられます。

5 スクールローヤーとしての適性

スクールローヤーは、弁護士であれば誰でもできるというわけではありません。学校は教育機関であり、その究極目標は子どもの健やかな成長です。教育的な配慮・判断に対する理解に乏しい弁護士がいじめ問題などに関与することは、学校に不利なことを隠すとか逆に学校叩きに走るといった、教育的にも法的にも無意味な活動をするにより、かえって問題をこじらせ、紛争を無用に激化させる可能性すら生じさせてしまいます。

教育という営みに十分な理解と敬意を抱く弁護士がその職務に当たることが求められています。

6 ストップ！いじめナビ「スクールローヤーチーム」の設立

私たちは、これまで数多くの学校からご依頼を受け、様々な形で教育現場に携わってきました。それぞれの学校に個性があり、また一人ひとりの教員が日々崇高な理念に基づき教育活動に携わっていることを十分に理解しています。また、メンバー一同、保護者の子を思う気持ちに寄り添い、児童・生徒が自らの可能性を広げ成長していくことを全力でサポートし続けたいと願っています。

⁴ 「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を使命とし、職務においては「自由と独立」を重んじなければならず、「真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う」ことが義務付けられています（弁護士職務基本規程1条、2条、5条）。

我が国のスクールローヤー制度は新設されたばかりです。これから学校現場に導入され、試行錯誤のもと具体的な運用が作られることとなります。初めに方向性を誤ってしまうと、望ましくない運用が定着し、意義の乏しい使い勝手の悪い制度となってしまいます。制度に魂を入れるものは人です。新たな制度が導入される当初こそ、制度のあるべき理念を掲げ、学校と一体となって制度の発展に献身する弁護士が必要です。

今般、我が国にスクールローヤー制度が導入されるに当たり、メンバー各位の経験を活かし、制度の発展に寄与するために、ストップ！いじめナビ「スクールローヤーチーム」を設立することといたしました。今後の活動として、スクールローヤー制度に関する提案、メンバーの学校現場への派遣、シンポジウムやセミナーの実施などを予定しています。

スクールローヤー制度の意義と私たちの理念に賛同してくださる学校関係者の皆様とともに、一同尽力してまいります。多くの皆様のご支援を賜れば幸甚です。

2018年2月吉日

ストップ！いじめナビ 弁護士チーム 一同